



平成25年8月30日

各位

会社名 株式会社 マイスターエンジニアリング  
代表者名 取締役社長 柴田 一郎  
(コード番号:4695 東証第二部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 鈴木 利雄  
(TEL 03-5487-8211)

### 従業員持株会支援信託E S O Pの導入に関するお知らせ

当社は、平成25年8月30日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の実施及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度導入の目的

本制度は、「ME社員持株会」（以下「本持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

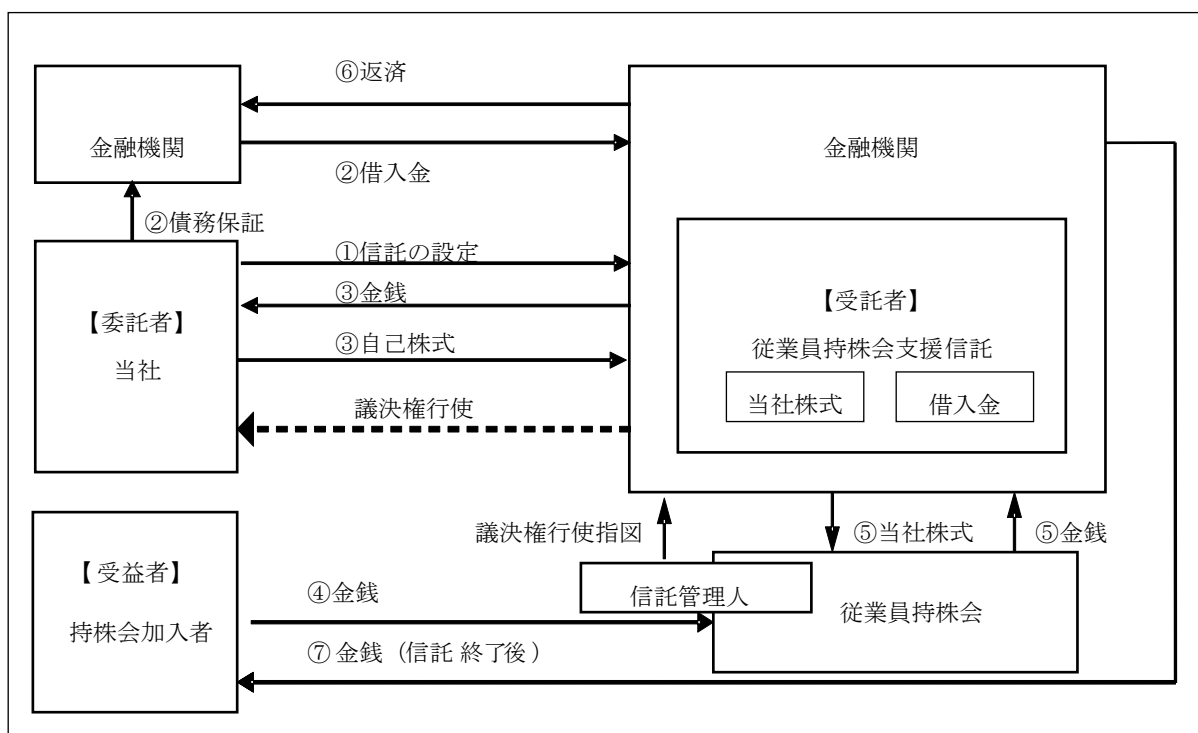
#### 2. 本制度の概要

E S O P信託は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度であるE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 及び平成20年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考に構築した従業員向けの福利厚生制度です。

当社が本持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に本持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め一括して取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に本持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する当社従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済することとなります。

なお、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式456,293株のうち350,000株を当該信託の受託者である株式会社りそな銀行（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、株式会社りそな銀行（信託口）（以下「信託口」といいます。）に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 信託口は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は金融機関に対して債務保証を行います。）
- ③ 信託口は、借り入れた資金で株式を取得します。信託口が株式を取得するにあたり、当社は信託期間内に本持株会が取得すると見込まれる相当数の当社自己株式の割当てを一括して行います。
- ④ 本持株会加入者は、奨励金と併せて本持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 本持株会は、毎月一定日に本持株会加入者から拠出された買付代金をもって、信託口から時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 信託口は、本持株会への株式の売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を支払います。
- ⑦ 本信託は信託期間の終了や、信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託口の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、本持株会加入者に分配します。なお、信託終了時に、信託口が借入金を返済できなくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。

#### 4. 本信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託(他益信託)
信託の目的	本持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の充実
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行
受益者	本持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	信託管理人となる要件を充足する当社従業員
信託契約日	平成25年9月18日
信託の期間	平成25年9月18日～平成30年9月7日
議決権行使	受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	173,600,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当による取得

以上